

令和7年度福岡県地域医療構想推進に係るデータ分析事業委託業務仕様書

1. 目的

福岡県では、2025（令和7）年に団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会に向けた医療需要の変化に対応するための取組みとして、平成28年度に福岡県保健医療計画の一部として福岡県地域医療構想を策定し、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）において、必要な協議等を行い、取組みを進めてきたところである。

本事業は、調整会議において、現行の地域医療構想の検証（評価）について議論を促すとともに、現在国において検討が進められている、新たな地域医療構想の策定に向けた取組の参考資料として活用することを目的に、県内13構想区域ごとの地域医療の現状や今後の人口や医療需要の見込み等についてデータ分析を実施するものである。

2. 業務の名称

令和7年度福岡県地域医療構想推進に係るデータ分析事業委託業務

3. 実施方法

受託者（以下「乙」という。）は、次の業務について、適宜発注者である福岡県（以下「甲」という。）と協議の上、適切に実施すること。

なお、乙は本事業を自己の責任において行うこととし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害を除き、自らが被った損害について甲に対して賠償を請求しないこと。また、乙は事故等の対応において事業継続が困難な場合、または困難が見込まれる場合は、甲と協議の上対応すること。

（1）分析のため作成したデータ等は随時、甲と協議の上、提供することについて留意の上、（2）に規定する分析を実施するとともに、（3）から（5）までを実施すること。

（2）分析

○ 各構想区域（福岡県内13保健医療圏）ごとの現状把握及び分析

データ分析項目の検討にあたっては、甲が提供するデータ及び国の公開データ等を基に、地域の実情に応じて設定することとする。以下に具体的に想定される分析項目を示すが、最終的な分析項目は乙と甲が協議して定める。なお、甲から特に具体的な課題等を特定して分析の指示があった場合には、随時、これを優先して対応すること。

ア 各構想区域の医療提供体制や医療需要の分析

令和6年度に甲が作成した、京築区域のデータ分析資料（別添参考資料）と同様の資料を、京築区域以外の12区域分作成するとともに、京築区域のデータ分析資料を最新のデータを用いて更新することで、各構想区域における医療供給状況、医療需要等を可視化する。

なお、データ分析の項目例は以下のとおり。

（ア）基礎情報

（例）

地域の基本情報：構成市町村、人口、面積、出生数、死亡数、高齢化率、将来推計人口、社会経済状況（雇用状況、交通アクセスなど）

(イ) 医療資源

(例)

医療機関:数、所在地、機能、規模、アクセシビリティ

医療従事者:医師(診療科、年齢構成)、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師等の数
病床:種類・機能別病床数、病床利用率

(ウ) 医療需要等

(例)

患者の属性:患者推計(外来・入院別、疾病・事業別)、SCR、MDC別割合、手術割合、在宅医療患者数

患者の流れ:医療圏流入状況

医療費:一人当たり医療費、介護給付費

在宅医療:在宅医療機関数、在宅医療に従事する医師数

救急医療:救急搬送件数、年齢・居住地別搬送件数、搬送時間、重症度別搬送状況、医療圏外への搬送の状況、二次救急・急患センターの設置状況

(エ) その他

(例)

調整会議での関係者意見、各市町村の総合計画での位置づけ等

イ 現在の地域課題の整理・分析

令和6年度に開催された各構想区域の調整会議等で出た意見等について、調整会議の議事録、会議資料から地域の課題を整理し、甲と協議の上必要な分析を行う。

特に、調整会議の中で重点的に議論すべきとされた以下の事項について、重点的に整理、分析を実施すること。

福岡・糸島:在宅医療等の充実、小児医療・周産期医療

粕屋:在宅医療等の充実、小児医療・周産期医療

宗像:在宅医療等の充実、救急医療

筑紫:救急医療

朝倉:在宅医療等の充実、救急医療

久留米:小児医療・周産期医療

八女・筑後:在宅医療等の充実、小児医療・周産期医療

有明:在宅医療等の充実、小児医療・周産期医療

飯塚:在宅医療等の充実

直方・鞍手:救急医療、小児医療・周産期医療

田川:在宅医療等の充実、救急医療

北九州:在宅医療等の充実、救急医療

京築:将来推計人口を踏まえた対応、不足する診療科目への対応、在宅医療への対応、救急医療提供体制への対応

ウ 令和7年度第1回調整会議等での意見を踏まえたデータ分析項目の見直し及び見直し後の項目による分析

エ 全体、5疾病(※1)・6事業(※2)及び在宅医療ごとの医療需給(患者数や病床数等)の見込みの推計

(例) 2040年に向けた5疾病・5事業及び在宅医療ごとの医療需要の推計

オ 保健医療計画に基づく各医療圏の病床整備(病床数・病床機能等)の検討に資するデータや、新たな地域医療構想のガイドラインに基づくデータ、地域医療構想アドバイザーの技術的支援による地域医療構想の推進に寄与するデータなど、甲から特に具体的な課題等を特定して指示を行った事項の分析

カ 上記の分析・推計からみえる課題等の各区域ごとの提示
分析・推計データの全国及び県内他地域との比較

※1 がん、脳卒中(脳血管疾患)、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

※2 救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療等、へき地における医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む)

(データ分析に当たっての留意事項)

- ・公表されているオープンデータや、利用可能なデータを活用した分析や将来推計等を行うこと。
- ・分析を行ったデータについては、甲の指示に応じて甲と共有すること。また、分析後の表・グラフ等については、可能な限り甲が容易に加工できる形式で提供すること。
- ・電子データで納品する分析結果の形式はPowerPoint形式及びExcel形式とすること。

(3) 会議対応

- ・甲の指示に応じ、令和7年夏頃(8~10月予定)の各構想区域の第1回調整会議及び令和8年冬頃(1~3月予定)の各構想区域の第2回調整会議に、協議資料としてデータ分析結果を13構想区域分提示し、調整会議において資料に対する説明・質疑対応を行うこと。なお、各協議資料は会議の一週間前までにデータで甲に送付し、会議日当日に50部持参すること。
- ・また、各構想区域の調整会議は1回2時間程度、開催場所は下記のとおりとし、原則説明者は現地参加とする。
福岡・糸島区域(福岡市内)、粕屋区域(久山町内)、宗像区域(宗像市内)、
筑紫区域(筑紫野市内)、朝倉区域(朝倉市内)、久留米区域(久留米市内)、
八女・筑後区域(八女市内)、有明区域(柳川市内)、飯塚区域(飯塚市内)、
直方・鞍手区域(直方市内)、田川区域(田川市内)、北九州区域(北九州市内)、
京築区域(行橋市内)
- ・甲の指示に応じ、年2回程度、甲が主催する医療審議会等各種会議体(開催場所:福岡市内)に出席し、データ分析の結果等を説明すること。なお、これらの会議において、関係団体や医療機関からデータ分析項目や地域の課題について意見があった場合、必要に応じて、追加的にデータ分析項目の見直し及び見直し後の項目による分析を実施すること。

(4) 成果物作成及び納品等

業務完了後に、成果物として、データ分析資料事業実績報告書を作成し、下記データと併せて納品するものとする。

ア 地区診断書(13区域分):電子データ一式(CD-R)

イ その他、甲から依頼のあった集計・推計等データ：電子データ形式（CD-R）

(5) 打合せ協議

本業務の実施に当たり、甲の指示により、適宜対面（必要に応じてオンライン）により打合せ協議を行うものとする。

5. 甲が提供するデータ

- (1) 医療計画作成支援データブック
- (2) 外来機能報告
- (3) 甲が主催する会議（調整会議、医療審議会等）の会議資料、議事録
- (4) 甲が公表している統計データ（詳細については福岡県ホームページ参照）
・福岡県オープンデータサイト、ふくおかデータウェブ（人口、世帯数、産業構造等）
- (5) その他、甲が提供可能なデータは、協議の上、提供する。

6. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

7. 経費

本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。

8. その他

- (1) 事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に甲と協議し、実施すること。
- (2) 業務終了後は、甲が提供したデータは削除し、その証明書を甲に提出すること。
- (3) 本仕様書に想定されていない業務（作業）が生じた場合は速やかに甲に報告し、協議の上、対応すること。
- (4) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、この事業による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が個人情報にアクセスすることがないように厳格に管理するものとする。
- (5) 本事業で得た成果物についての著作権は甲に帰属する。
- (6) 乙は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、予め甲の承諾を得たときはこの限りでないが、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。